

20191015

援護システム
ハードウェア機器及びシステム導入作業
調達仕様書

令和元年10月

和歌山県

目 次

1. 調達件名	1
2. 概要	1
2. 1 はじめに	1
2. 2 調達内容	1
2. 3 借入期間	2
2. 4 納入成果物	2
2. 5 納入場所	3
2. 6 納入期限	3
2. 7 検収条件	3
3. 要件	3
3. 1 ハードウェア要件	3
3. 2 基本ソフトウェア要件	3
3. 3 システム導入作業要件	3
3. 4 保守要件	5
3. 5 情報セキュリティ要件	6
4. 作業の体制とスケジュール	6
5. 特記事項	7

1. 調達件名

援護システムハードウェア機器及びシステム導入作業

2. 概要

2. 1 はじめに

援護システムは、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」等の裁定及び交付国債の発行請求のための業務（援護国債サブシステム）及び「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく援護年金の支給に係る業務（援護年金サブシステム）を支援するシステムである。

本システムは、別紙1に示す各拠点に機器を設置しており、裁定機関（47都道府県及び厚生労働省社会・援護局）には裁定及び裁定報告に係る機能を、厚生労働省には記名国債の発行請求に係る機能を配置している。また、政府共通プラットフォーム（以下「政府共通PF」という。）は全国のデータを集中管理し、各拠点とのデータ送受信等を行っている（各拠点間は、直接通信せず、政府共通PFを介してデータ送受信を行う仕組みとなっている。）。

現行の援護システムで使用している政府共通PFのサーバOS（Windows Server2008）及び専用端末のOS（Windows7）のサポート期限が令和2年（2020年）1月に終了することに伴い、セキュリティ更新プログラムが配信されなくなり、セキュリティリスクが高まって不正侵入などの危険な状態になることから、国（厚生労働省）により最新OSに対応した新しいシステムの開発を行い、令和元年（2019年）12月末に本稼働を行う予定である。これに伴い、政府共通PF、厚生労働省及びサポートセンタへ設置する新たなハードウェア機器が、国により調達、導入されることとなった。また同時期に、新たなバージョンのオペレーティングシステムへ対応する業務アプリケーションが、国により調達されることとなった。

本調達では、和歌山県に設置の援護システムについて、新たなハードウェア機器とシステム導入作業を調達するものである。

2. 2 調達内容

(1) ハードウェア機器

3. 1に示すハードウェア機器を納入すること。

(2) 基本ソフトウェア

3. 2に示すソフトウェアを納入すること。

(3) システム導入作業

3. 3に示すシステム導入作業を実施すること。

(4) ハードウェア保守

3. 4に示す保守作業を実施すること。

2. 3 借入期間

令和元年（2019年）12月1日より令和5年（2023年）3月31日までの40月を予定している。

なお、借入期間前に3. 3. 3に示すインストール作業及び3. 3. 4に示す仮設置作業を完了すること。

2. 4 納入成果物

(1) ハードウェア機器

- ①業務端末には、基本ソフトウェア及び業務アプリケーションソフトウェアをインストールし、指定場所へ設置した状態で納入すること。設置レイアウトは、2. 5に示す担当職員（以下「担当職員」という。）と協議のうえ決定すること。
- ②ネットワーク機器については、本番ネットワーク環境へ接続し、動作確認済みの状態で納入すること。
- ③各機器の付属品（説明書、添付ソフトの媒体等）は、紛失せぬよう機器毎にまとめ、どの機器の付属品であるか識別できるようにラベリングして納入すること。

(2) 基本ソフトウェア

業務端末にインストールした状態で納入すること。

また、各ソフトウェアのインストールに必要な媒体も納入すること。

(3) ドキュメント

受託者は指定のドキュメントを日本語で作成すること。ただし、日本国においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記述して構わないものとする。

以下のドキュメントについて、書類1部及び同内容を保存した電子媒体1部を納入すること。電子媒体については、Windowsパソコンで読取可能なCD-R又はDVD-Rにて納入すること。また、使用可能なドキュメントファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、PDFとする。Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointはMicrosoft Office2016で読み取り可能なバージョンとする。なお、詳細は担当職員の指定に従うこと。

①機器の操作説明書

日々の業務において必要となる機器操作（各機器の電源投入及びシャットダウンの手順）について記述すること。

②和歌山県作業手順書

以下の作業手順を記載すること。

- ・機器の導入に係る留意事項等

- ・OS、ミドルウェアの設定内容、設定手順
- ・ネットワーク機器の設定内容
- ・政府共通PFサーバまでのネットワーク疎通確認手順
- ・ツール類のインストール手順
- ・業務アプリケーションの動作に必要な環境設定手順
- ・業務アプリケーションの動作確認手順

2. 5 納入場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

電話 073-441-2485

担当職員 黒井 潤子

2. 6 納入期限

仮設置：令和元年（2019年）12月1日

本設置：令和元年（2019年）12月25日

2. 7 検収条件

本契約に定める成果物が受託者から提出され、担当職員が指定する検収担当者による成果物の確認をもって検収合格とする。

3. 要件

3. 1 ハードウェア要件

別紙2に、ハードウェア要件を記述する。なお、以下の条件に従うこと。

- ①機器に付属する取り扱い説明書等のドキュメントは、原則として日本語であること。
- ②機器同士の相互接続性を十分に考慮した製品を選択すること。
- ③必要な電源ケーブルを添付すること。ケーブルの形状は日本国内で一般に使用されているもの（2極差込型または2極接地極付差込型）とすること。
- ④国際規格及び日本工業規格等のオープンな規格に準拠した機器であること。

3. 2 基本ソフトウェア要件

別紙3に、ソフトウェア要件を記述する。

3. 3 システム導入作業要件

別紙4に、システム導入作業の流れを記述し、以下に各作業における要件を記述する。

3. 3. 1 機器の手配

(1) 受託者は、3. 1 及び3. 2 に記述した要件を満たすハードウェア機器及びソフトウェアの手配を実施すること。

3. 3. 2 作業手順書のカスタマイズ

(1) 援護システムの OS 更新及び改修等一式調達の受託者が援護システムの標準として作成する「都道府県作業手順書」及び「インストーラ」を、契約締結後に別紙 11 に示すスケジュールにおいて受託者へ提供する。受託者は、環境やベンダの違いに依存する部分についてカスタマイズし、「和歌山県作業手順書」を作成のうえ、後述の作業を実施すること。

(2) 契約締結後に提供する「都道府県作業手順書」に関する照会がある場合は、担当職員より援護システムの OS 更新及び改修等一式調達の受託者へ照会する。

3. 3. 3 インストール

(1) 受託者は、ハードウェア機器へ基本ソフトウェア及び業務アプリケーションソフトウェアのインストール作業を実施すること。

(2) 基本ソフトウェア及び業務アプリケーションソフトウェアのパラメータ設定は、別途提供する「都道府県作業手順書」を参考にする。

(3) 業務端末へ適用するウィルス対策ソフトウェア及びログ管理ソフトウェアのインストール媒体及びライセンスは、国より提供されるものを使用する（本調達の範囲外）。これらのインストール作業は、別途提供する「都道府県作業手順書」を参考に実施すること（本調達の範囲内）。

3. 3. 4 仮設置

(1) ハードウェア機器及び基本ソフトウェアは、あらかじめ受託者の社内にて可能な範囲で動作確認を実施した後、和歌山県へ搬入すること。また、必要に応じて事前に下見を行い、駐車場手配、搬入経路及び設置場所等を確認すること。

(2) 別紙 5 に記述する設置場所へ、ハードウェア機器を仮設置すること。

(3) 本調達の機器間を繋ぐ LAN ケーブルと、庁内 LAN スイッチへ繋ぐ LAN ケーブルの敷設を実施すること。壁面、床等の貫通作業及び配管作業を伴う工事は本調達に含まない。LAN ケーブルは、接続機器が識別できるようラベリングすること。

- (4) 本調達に、電源及び空調設備に係る工事は含まない。
- (5) 業務端末及びプリンタを設置する OA ラック等は既存設備を利用するため、本調達に含まない。
- (6) 別紙 7 の内容につき、ネットワーク機器等の設定作業を実施すること。

3. 3. 5 データ移行

- (1) 別紙 6 にデータ移行の概要を記述する。業務端末のデータ移行は、必要に応じて担当職員にて実施するため、受託者の作業範囲外である。

3. 3. 6 動作確認テスト

- (1) 受託者は、指定された期間内において、本番ハードウェア環境、ネットワーク環境及び本番データを使用した動作確認テストを実施すること。
- (2) 政府共通 PF に設置のサーバ機までの疎通確認を実施すること。
- (3) 別紙 8 に動作確認テストの概要を記述する。詳細は、別途提供する「都道府県作業手順書」の中の「業務アプリケーションの動作確認手順」を参照すること。

3. 3. 7 本設置

- (1) 受託者は、現行機器と並行稼働期間（約 1 月）を設け（現行機器の撤去は本調達に含まない。）、新システム機器の本設置をすること。
- (2) 別紙 9 に本設置の作業概要を記述する。
- (3) 日々の業務において必要となる機器操作（各機器の電源投入及びシャットダウンの手順）について、担当職員に対して教育を実施すること。

3. 3. 8 機器の撤去

- (1) 受託者は、本調達によって納品された機器について、再リースを含むリース終了時、機器を撤去すること。
- (2) 撤去した本調達によって納品された機器は、データを完全に消去した後、データ消去証明書を担当職員へ提出すること。

3. 4 保守要件

- (1) ソフトウェア保守要件
本調達にソフトウェア保守は含まない。

(2) ハードウェア保守要件

- ①受託者は、本調達機器の借入期間中の運用時間帯（平日 9 時～18 時）において、担当職員から機器に係る問合せ、障害連絡等を受けた場合は、速やかに対応すること。
- ②受託者は、保守体制及び連絡先等を書面で提示すること。
- ③機器の障害が発生した場合は、速やかに代替機器による対応か、当該機器又はそれを構成する部品等の交換・修理等による対応を図ること。ハードディスク交換等によるソフトウェアの再インストール等の作業も速やかに実施すること。なお、再インストール時には、2. 4 (2) に示すインストールに必要な媒体を使用できるものとする。
- ④消耗品（プリンタのトナー等）は保守対象外とする。また、定期点検は実施しないものとする。
- ⑤機器の障害には訪問修理を行うこと。ただし、業務端末（ノート PC）及び周辺機器についてはこの限りではない。

3. 5 情報セキュリティ要件

- (1) 本調達の作業実施中はもとより作業の実施後も、和歌山県が提供した業務上の情報については、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 和歌山県が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に担当職員に協議のうえ、了承を得ること。
- (3) 作業において取り扱うデータは、その印刷物、コピーを含め外部へ持ち出さないこと。
- (4) 受託者は出荷前に、コンピューターウイルス等の感染がないことを確認すること。また、出荷後の作業においても感染防止に必要な措置を講ずること。

4. 作業の体制とスケジュール

(1) 体制

別紙 10 に本調達に係る作業の体制として、導入を記述する。また、参考としてシステム稼働後（令和元年（2019 年）12 月末から）の保守体制について記述する。

(2) スケジュール

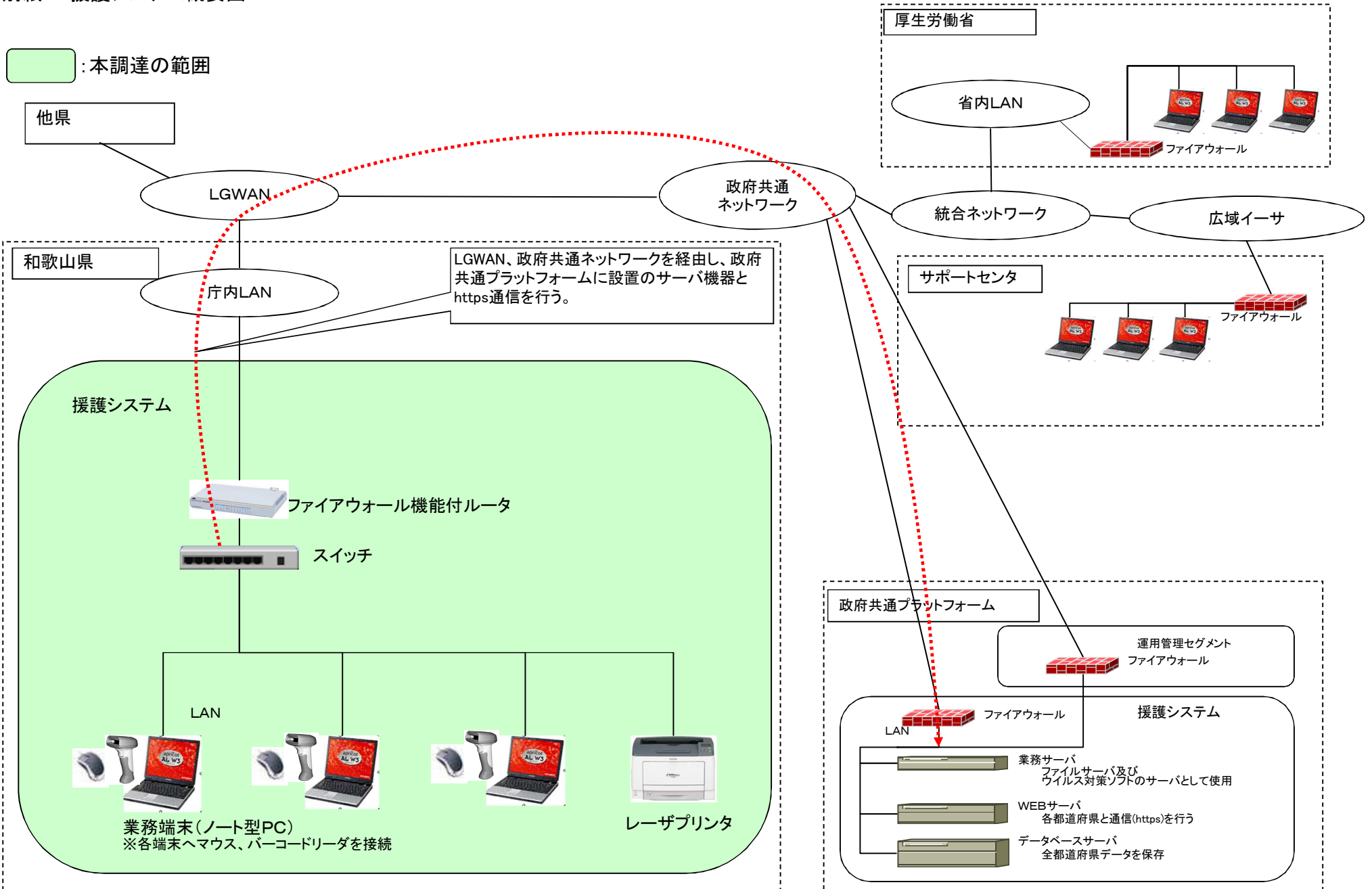
別紙 11 にスケジュールを記述する。

5. 特記事項

- (1) 担当職員から本調達に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し、文書又は電子メールによる回答を行うこと。また、受託者は、本調達に係る作業遂行に必要な情報を積極的に提供すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない作業が発生した場合には、担当職員との密接な協議に基づきその作業の取り扱いを含めて対応を決定すること。
- (3) 本件委託作業を実施するにあたり、委託作業の一部を第三者に再委託する場合は、再委託作業の内容、担当者の氏名等について事前に書面で担当職員に通知し、担当職員の承認を得なければならない。
- (4) 環境保護の観点から、可能な限り、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を導入すること。
- (5) 本調達の対象となる業務システムは個人情報を取り扱うため、受託者は、「プライバシーマーク付与認定」、「ISO/IEC 27001 認証（国際標準規格）」又は「JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）」のうちいずれかを取得していること。
- (6) 受託者は、障害等の際に迅速な復旧を可能とするサービス体制を確保できること（平日 9 時～18 時の対応が可能なこと）。
- (7) 受託者は、品質管理体制について「ISO9001:2008」若しくは「ISO9001:2015」又は組織としての能力成熟度について「CMMI レベル 3 以上」のうちいずれかの認証を受けていること。
- (8) 現行の援護システムは、令和元年（2019 年）12 月末まで稼動する。令和元年（2019 年）12 月 1 日～同年 12 月末の並行設置期間の作業において、現行システムへ影響を与えぬよう十分注意すること。
- (9) 本件は基本賃貸借契約であるが、3. 3. 4 仮設置から 3. 3. 8 機器の撤去までの作業経費については一次経費としての支払いとなる為、入札に際しては機器等の賃貸借費用と作業等の一次費用を合算した費用とすること。

別紙1 援護システム概要図

 :本調達の範囲



別紙2 ハードウェア要件

機器番号	機器名	数量	項目	要求仕様等
1.1	業務端末	4	OS	Windows 10 Enterprise Edition LTSB(64bit)
			CPU	以下スペックと同等またはそれ以上の性能であること。 周波数クロック 2.4GHz、コア数(スレッド数) 2(2) 二次キャッシュ 3MB、CPU数 1
			メモリ	4GBメモリ以上
			ローカルディスク	500GB以上
			ネットワーク	LAN×1(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)
			外部記憶装置	CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW、DVD+R、DVD+RWに加えDVD-RAMの読み書きに対応する光学ディスクドライブ
			インタフェース	USB2.0×3ポート以上、USB3.0×1ポート以上
			ディスプレイ	15型以上、解像度が1,366×768以上であること。
			生体認証機能	指紋、静脈などの生体認証機能を付属すること。(厚労省では指紋認証機能内蔵型を調達予定)
			外形寸法	380(W)×250(D)×35(H) mm程度またはそれ以下であること。
			質量	2.5Kg程度またはそれ以下であること。
			筐体	ノート型
			電源	AC100V±10% 50/60Hz
			リカバリCD	OS・ドライバ等を再インストールするためのCDを有すること。
	キーボード	JIS規格またはOADG準拠配列で、テンキーがキーボードに内蔵されていること。		
1.2	マウス	4	マウス	2ボタンスクロール機能付きであること。
1.3	バーコードスキャナ	4	ハンディレザ式スキャナ	ハンディタイプのレザ式バーコードスキャナであること。 NW7の読み込みが可能であること。スタート/ストップキャラクタの転送有無を設定可能なこと。改行の転送有無を設定可能なこと。
1.4	セキュリティケーブル	4	セキュリティケーブル	ノートPCの盗難防止のためのセキュリティケーブル。 ケーブル長は1～2m程度であること。 ノートPCのスロットに固定できること。
1.5	モノクロページプリンタ	1	機能	モノクロレザプリンタであること。
			印刷スピード(A4横)	32枚/分以上
			解像度	1200×1200dpi以上
			用紙サイズ	A3・A4・ユーザ定義サイズに対応できること。
			用紙種類	普通紙、再生紙、ラベル紙、厚紙及びハガキに対応できること。
			給紙	用紙カセット1段以上及び手差しトレイを有すること。
			給紙カセット容量	250枚以上
			寸法	520mm×420mm×340mm以下(幅×奥行×高さ)
			質量	約25kg以下
			LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
			電源	AC100V±10% 50/60Hz
			騒音	動作時55db以下
			対応OS	Windows 10 Enterprise Edition LTSB(64bit) 対応
			両面印刷ユニット	A3・A4の両面印刷が可能なること。
1.6	ファイアウォール機能付ルータ	1	WANインタフェース	1ポート以上であること。 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T対応であること。 オートネゴシエーション機能を有すること。 MDI/MDIX自動切換であること。
			LANインタフェース	1ポート以上であること。 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T対応であること。 オートネゴシエーション機能を有すること。 MDI/MDIX自動切換であること。



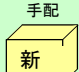


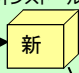


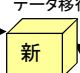

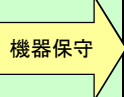
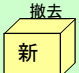


機器番号	機器名	数量	項目	要求仕様等
			管理機能	コマンドラインの他にWEBベースの管理機能を有すること。 設定のバックアップ、リストアが可能なこと。 Telnet（サーバ、クライアント）、TFTP（クライアント）が使用可能なこと。 本体にコンソールポートを有すること。
			サポート機能	動的NAT/ENAT、静的NAT/ENATを有すること。 MACアドレスフィルタ、パケットフィルタ、ステートフルインスペクションを有すること。
			適合規格	VCCI クラスA相当であること。
			電源	AC100V±10% 50/60Hzであること。
1.7	L2スイッチ	1	LAN インタフェース	10/100/1000BASE-T×8ポート以上であること。 オートネゴシエーション機能を有すること。 MDI/MDI-X 自動切替であること。
			スイッチング方式	ストア&フォワード方式
			適合規格	VCCI クラスA相当を有すること。
			電源	AC100V（±10%）、50/60Hz
1.8	LANケーブル	必要数		10Base-T/100BASE-TX対応ストレートケーブルであること。


別紙3 ソフトウェア要件


項番	項目	数量	要求仕様等
1	オペレーティングシステム	4	Windows 10 Enterprise LTSC 2019(64bit) (Windows 10 バージョン1809と同じビルド、17763.x)
2	オフィスソフト	4	Microsoft Office Personal 2019
3	Webブラウザ	4	Microsoft Internet Explorer 11
4	文字入力システム	4	住基ネットIME (厚生労働省により提供される。セットアップ作業のみ)
5	フォント	4	統一文字フォント (厚生労働省により提供される。セットアップ作業のみ)
6	ウイルス対策ソフト	4	厚生労働省により提供される。セットアップ作業のみ
7	ログ管理ソフト	4	厚生労働省により提供される。セットアップ作業のみ

別紙4 作業の流れ

: 本調達の範囲

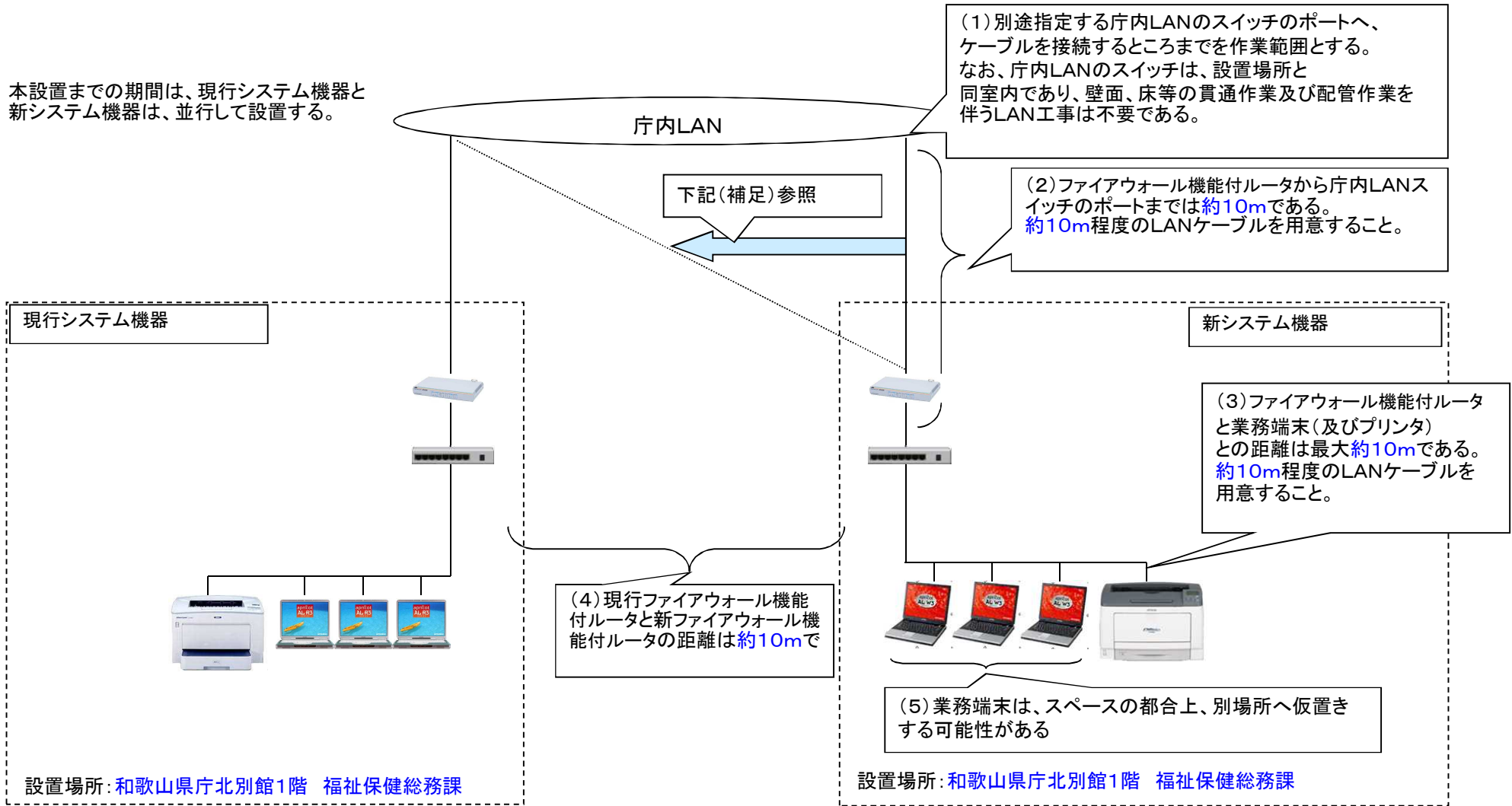
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		機器の手配	作業手順書の カスタマイズ	インストール	仮設置	動作確認 テスト	データ移行	現行機器の 撤去	本設置	リース期間	再リース期間 (再リースと なった場合)	機器の 撤去
厚生労働省			都道府県作業手順書 インストール 									
和歌山県												
本調達の 受託者	社内	 手配	 →  →  インストール 都道府県作業手順書を参考にし カスタマイズする。									
	和歌山 県	新システム			 搬入・仮設置	 動作確認	 データ移行		 本設置	 機器保守		 撤去
		現行システム					 バックアップ	 撤去				

 : 新援護システム機器

 : 現行援護システム機器

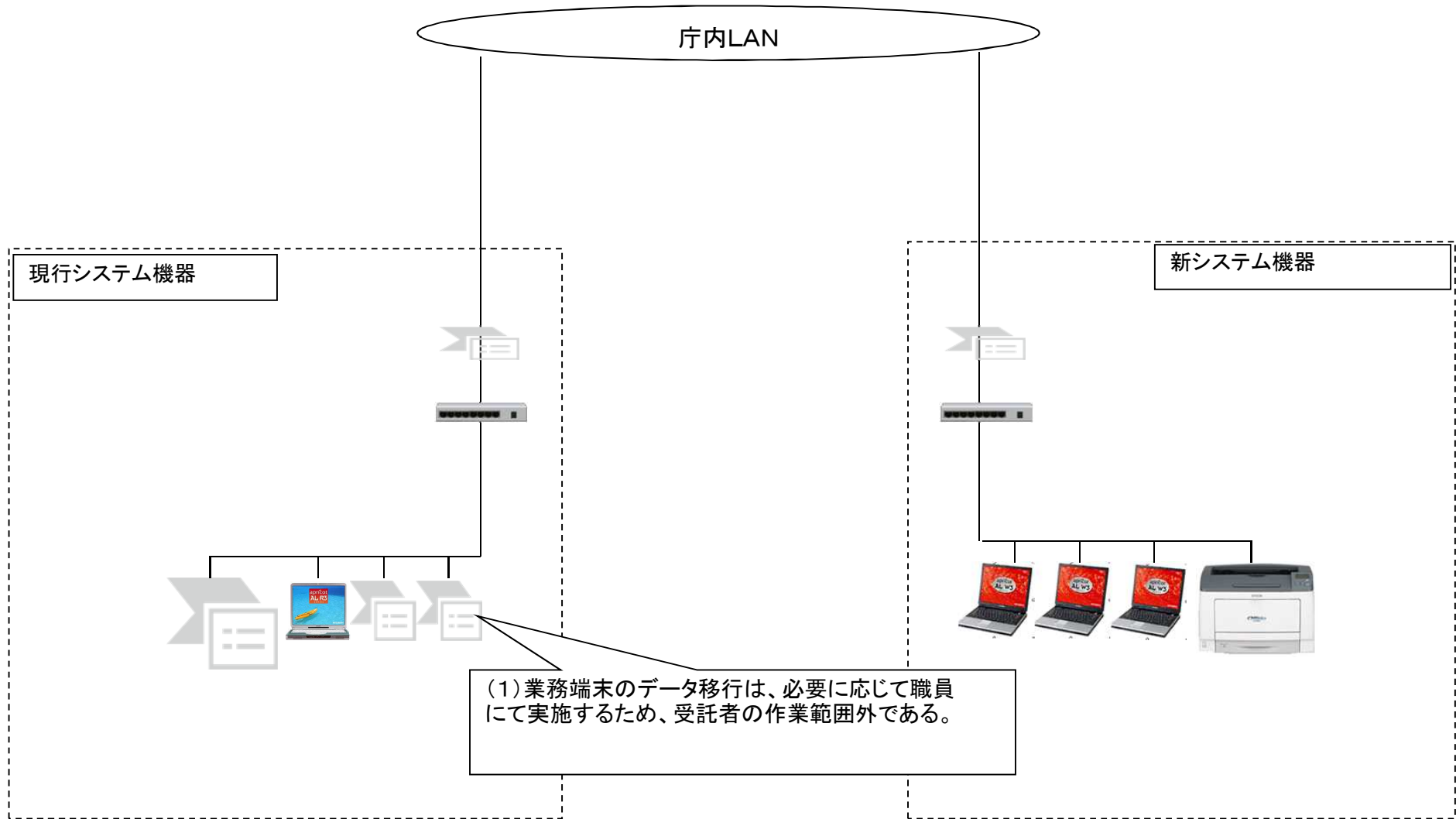
別紙5 仮設置作業の概要

本設置までの期間は、現行システム機器と新システム機器は、並行して設置する。



（補足）並行設置期間において、新システム用のIPアドレスや庁内LANスイッチのポートが用意できない可能性がある。その場合は、現行システムと接続を切り替えて動作確認作業を行う（切り替え中は、現行システムは使用しない）。

別紙6 データ移行作業の概要



別紙7 ネットワーク設定内容

援護システムのネットワーク構成は下図とすること。
また、ネットワークに係る設定は、右表の内容を、契約締結後に指定するので、
援護システムの機器へ設定すること。

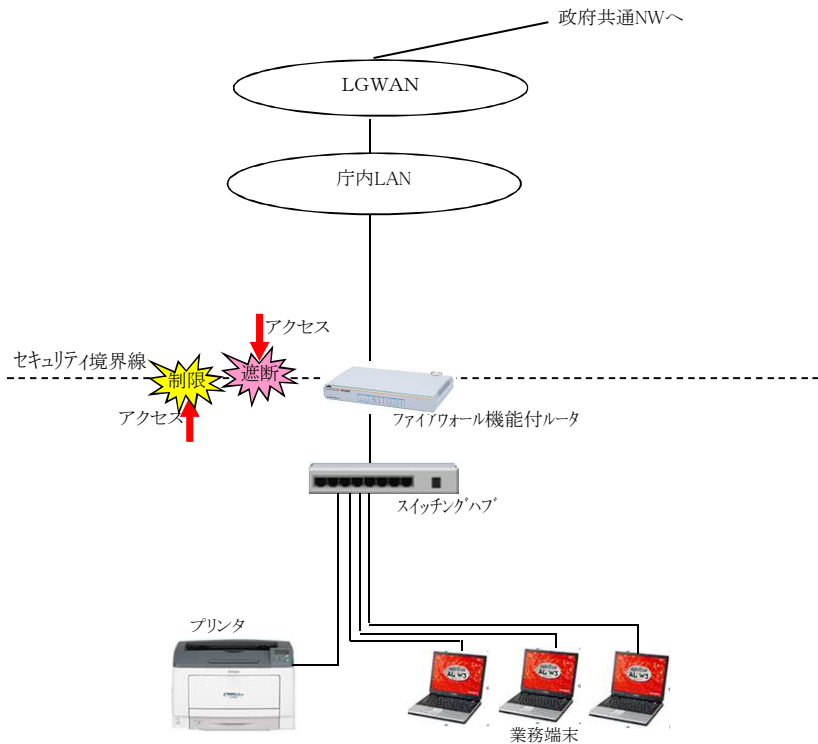


表1 各機器のIPアドレス設定

機器	業務端末1	業務端末2	業務端末3	プリンタ1
設定項目				
IPアドレス				
サブネットマスク				

表2 LGWAN接続のためのDNS、プロキシの設定

設定項目	設定値
DNSサーバのIPアドレス	
プロキシサーバの設定	

表3 ファイアウォール機能付ルータのIPアドレス設定

設定項目	設定値	
県庁LAN側インタフェース	IPアドレス	
	サブネットマスク	
	ネクストホップ	
NAT変換	変換有無	有
	変換後アドレス	
援護システム側インタフェース	IPアドレス	
	サブネットマスク	

表4 ファイアウォール機能付ルータのファイアウォール設定

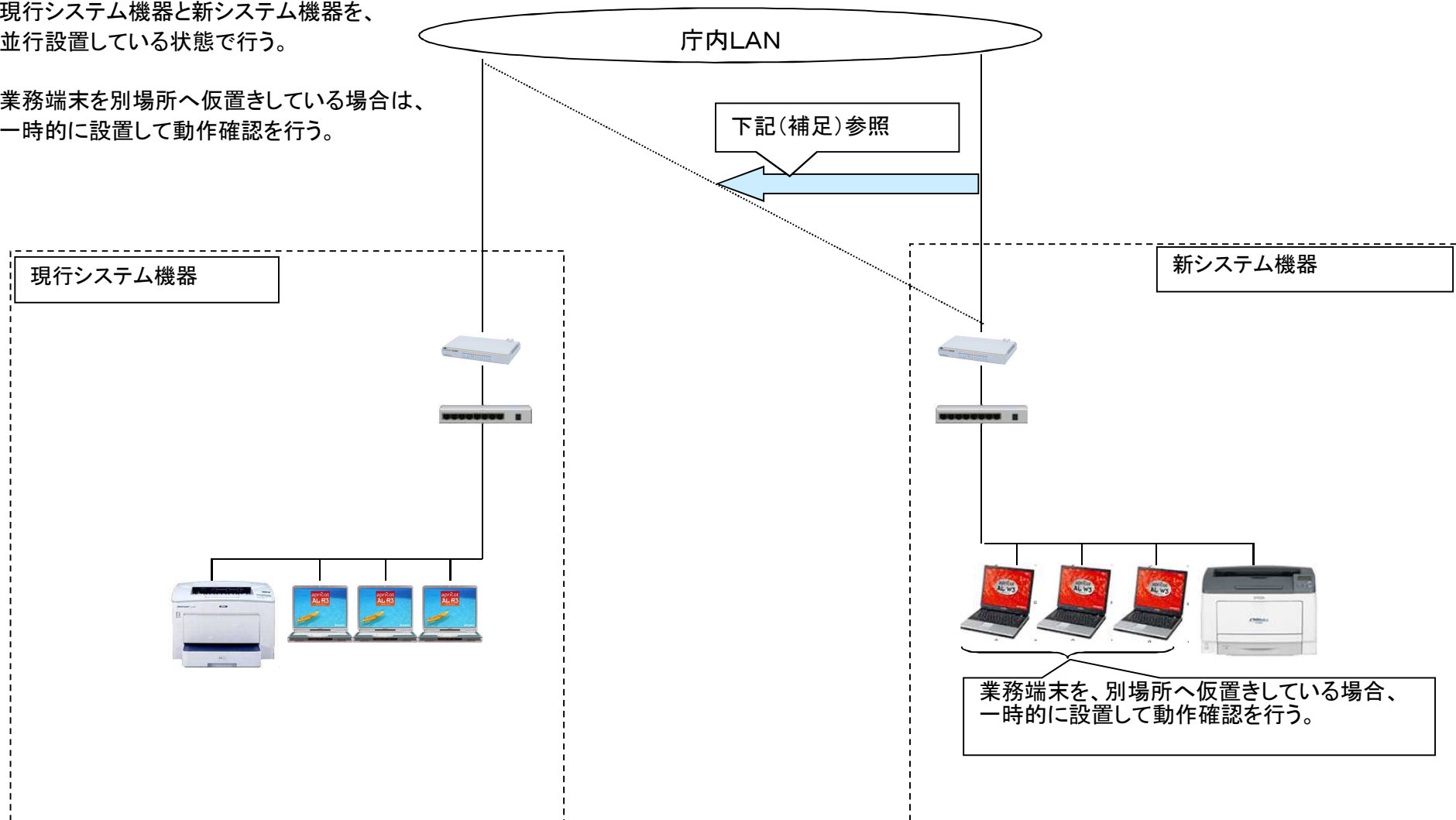
設定項目	設定
県庁LAN側から援護システム側へのアクセス	遮断
援護システム側から県庁LAN側へのアクセス	パケット制限

←制限内容は、都道府県作業手順書へ記載

別紙8 動作確認作業の概要

現行システム機器と新システム機器を、
並行設置している状態で行う。

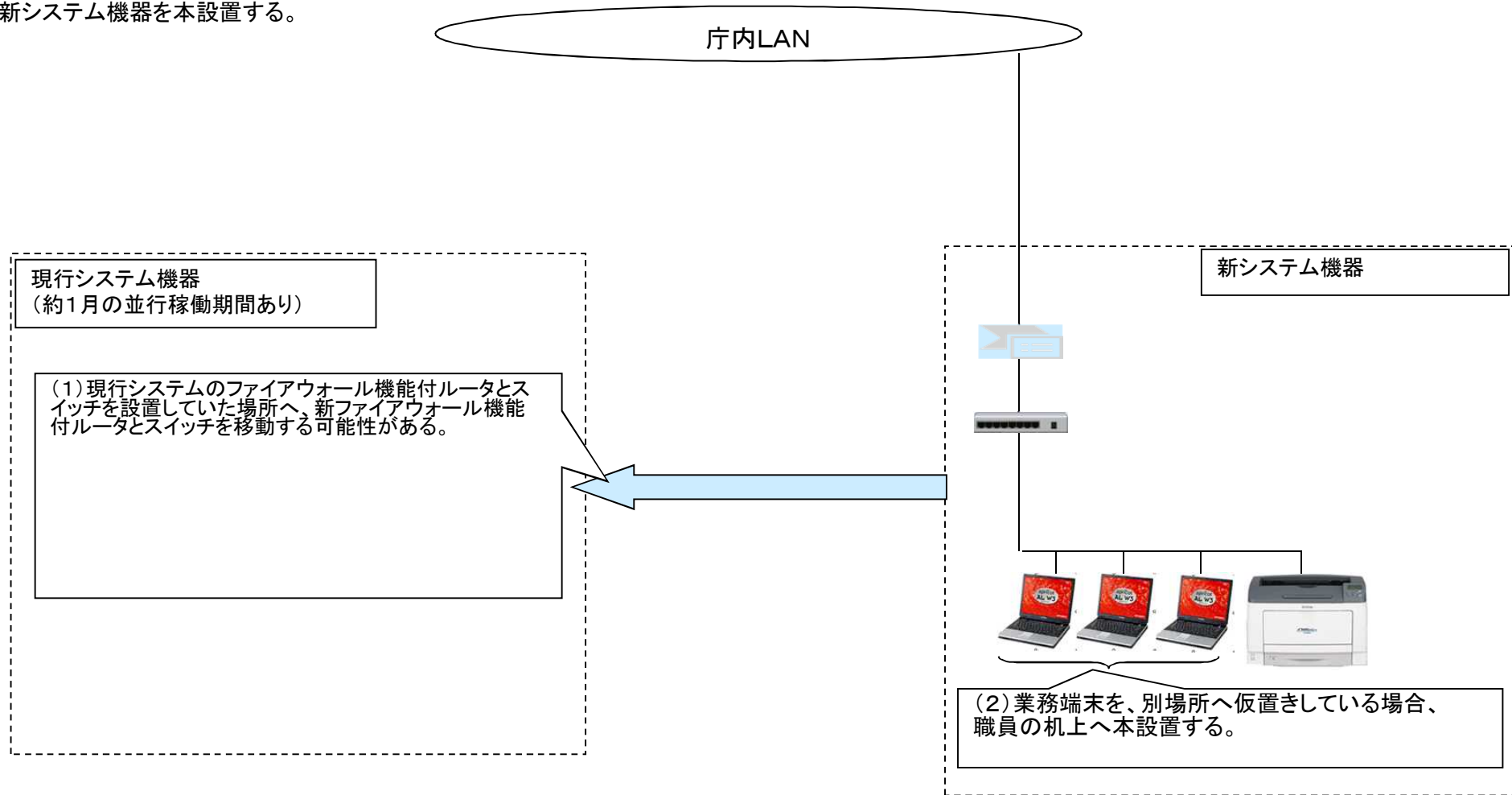
業務端末を別場所へ仮置きしている場合は、
一時的に設置して動作確認を行う。



(補足) 並行設置期間において、新システム用のIPアドレスや社内LANスイッチのポートが用意できない可能性がある。
その場合は、現行システムと接続を切り替えて動作確認作業を行う(切り替え中は、現行システムは使用しない)。

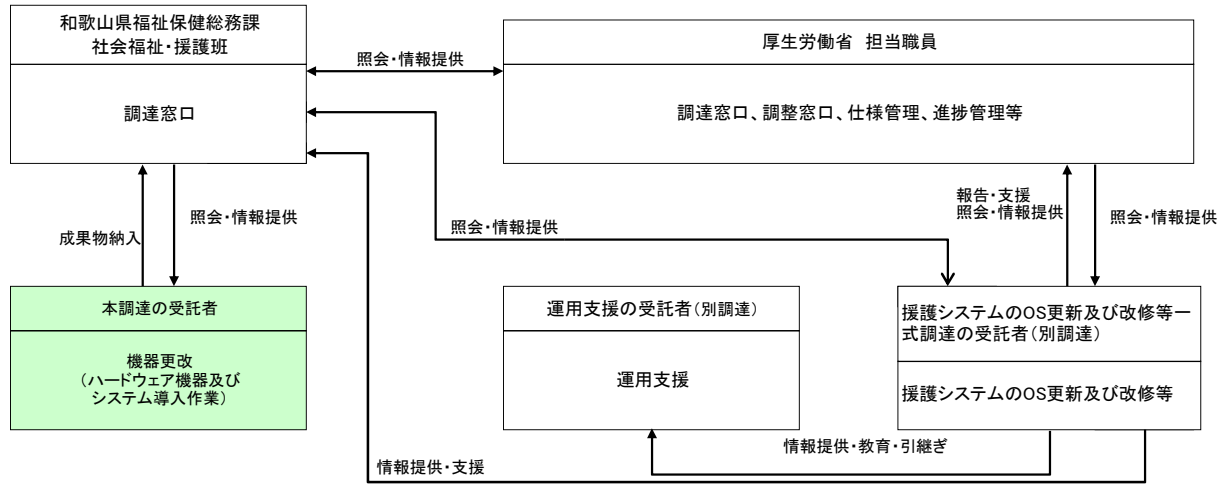
別紙9 本設置作業の概要

新システム機器を本設置する。

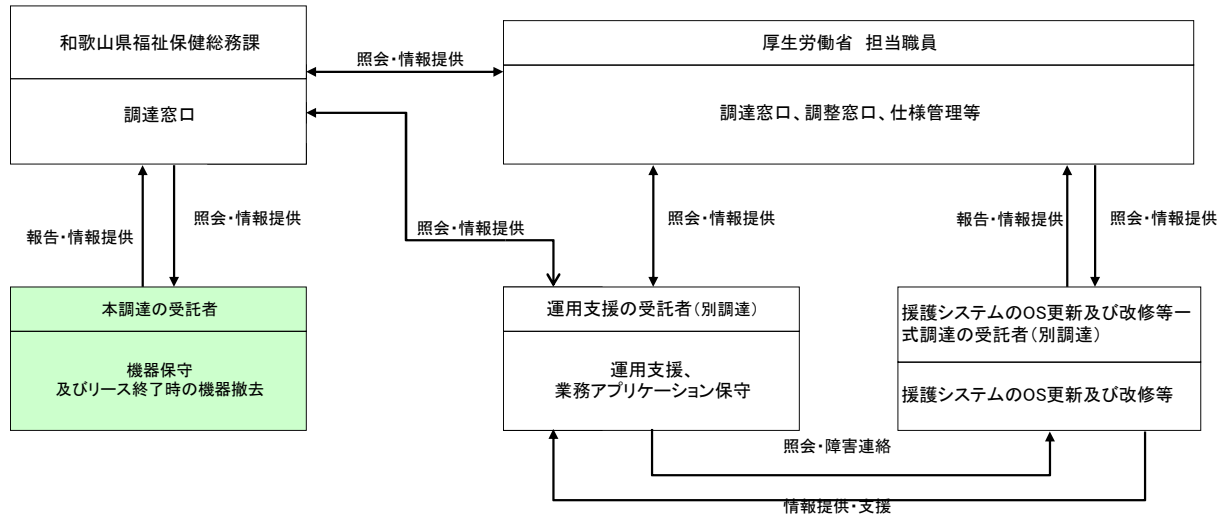


別紙10 体制

(1)本調達に係る作業の体制(開発・移行時)



(2)システム稼働後(平成31年(2019年)12月末から)の体制(保守)



別紙11 スケジュール

 : 本調達の範囲

	令和元年(2019年)							令和2年(2020年)	リース終了	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
新システム業務アプリケーション (厚生労働省により別途調達)				業務アプリケーション インストール手順書 ↓ 作業手順書の作成						
政府共通プラットフォームへの新システム 導入作業 (厚生労働省により別途調達)				標準パラメーター一覧 標準データ移行手順書 ↓ 作業手順書の作成	標準動作確認手順書 ↓ 作業手順書の作成 ↓ 機器設置					
新システムハードウェア機器 及びシステム導入作業			機器の手配				環境構築・移行	機器リース期間		
						作業手順書の カスタマイズ ↓ インストール	▲仮稼働 仮設置 ↓ 動作確認 テスト ↓ データ移行	▲本稼働	機器の撤去	
現行システム	通常運用						データ更新禁止 (検索のみ使用可)		現行機器 の撤去	